

補助額の上限を改定しました

企業・事務所のタンク設置にも助成します

雨水流出抑制施設（雨水貯留タンク） 設置費用に対する補助金のご案内

久留米市では、浸水被害軽減のための取り組みとして、**雨水流出抑制施設（雨水貯留タンク）**の設置費用に対して補助金を交付しております。



補助対象施設

雨水流出抑制施設(雨水貯留タンク)

雨水を貯留するために作られ一般に販売されている既製品であり、以下に掲げる基準全てに適合するものになります。

- (1) 直接雨樋から接続し、耐久性のあるもの
- (2) 蓋付きで、雨水以外のものを流入させないもの
- (3) 容量が100リットル以上のもの

補助対象者

市内に雨水流出抑制施設(雨水貯留タンク)を設置する建物の所有者又は賃借人(国、地方公共団体、特殊法人またはこれらに準ずる団体を除く。)とし、次の要件を満たしている方が対象となります。

- (1) 建物等を借りている方で、補助対象施設の設置について当該建物等及びその土地の所有者の承諾が得られる方
- (2) この補助制度により、既に同一の建物において補助対象施設を設置して補助金の交付を受けたことがない方

※当該年度ごとに予算に限りがございますので、先着順に受付をいたしますが、過去に浸水被害に遭ったことが証明できる場合、毎年度優先的に交付手続きを行います。

補助額

補助対象額

雨水貯留タンクの購入価格(タンク本体価格と、タンク本体と雨樋を接続するために必要なパイプなどの費用を含む)と設置費用の合計額(消費税を含み、配送費は除く)。

補助額

補助対象額の1/2に相当する額とし、上限額は

100ℓ以上400ℓ未満 30,000円

400ℓ以上 150,000円

(千円未満は切り捨て)。

補助金の例

購入価格および設置費用が合計70,000円の場合(200ℓの雨水貯留タンク設置)

70,000円 × 1/2 = 35,000円

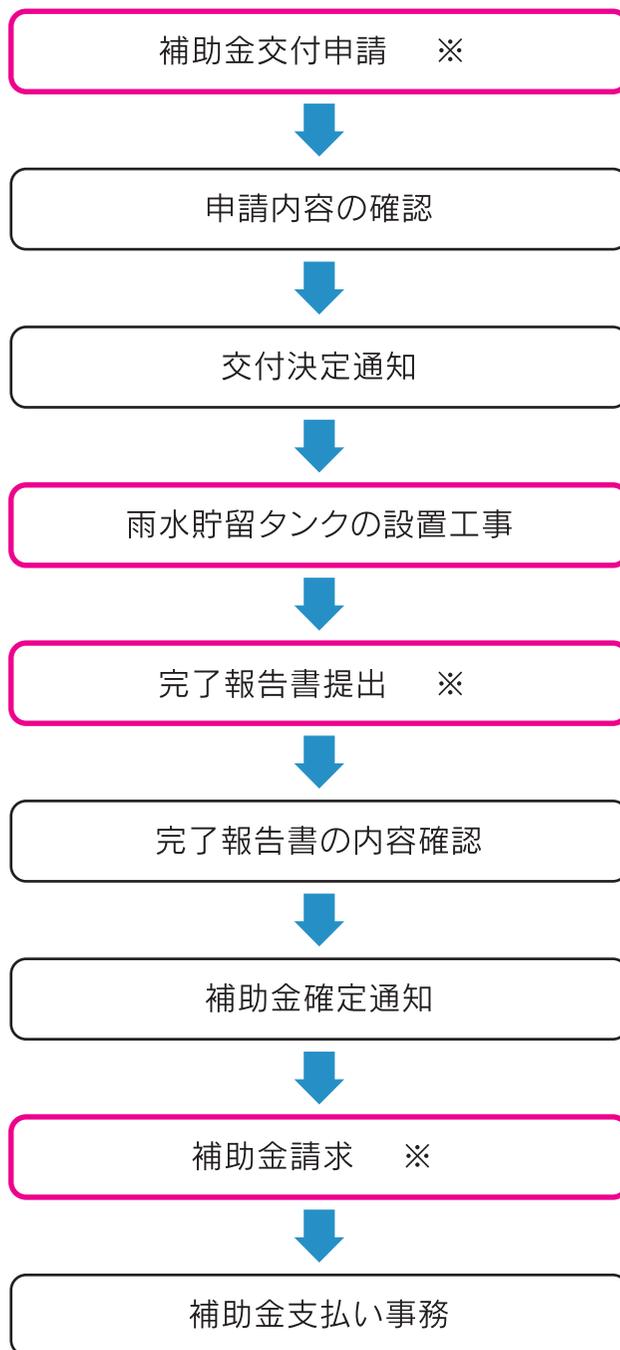
上限額が30,000円となるため

補助額・・・30,000円

自己負担・・・40,000円

補助金交付までの流れ

令和5年6月1日以降申請分より、上限額改定



申請者が実施する内容

※ 久留米市ホームページに様式等を掲載しております。その他必要書類については、要綱をご覧ください。

問い合わせ先

久留米市都市建設部河川課

TEL : 0942-30-9075 / FAX : 0942-30-9712

住所 : 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15-3

メール : kasen@city.kurume.fukuoka.jp

ご質問ご相談等
ございましたら、
お気軽にお問合せ
下さい。

